

2023年度任意継続保険料

(単位：円)

等級	任意継続直前の 標準報酬月額	40歳未満又は65歳以上	40歳以上65歳未満 介護保険料が含まれます
1	58,000 円	5,191	6,206
2	68,000 円	6,086	7,276
3	78,000 円	6,981	8,346
4	88,000 円	7,876	9,416
5	98,000 円	8,771	10,486
6	104,000 円	9,308	11,128
7	110,000 円	9,845	11,770
8	118,000 円	10,561	12,626
9	126,000 円	11,277	13,482
10	134,000 円	11,993	14,338
11	142,000 円	12,709	15,194
12	150,000 円	13,425	16,050
13	160,000 円	14,320	17,120
14	170,000 円	15,215	18,190
15	180,000 円	16,110	19,260
16	190,000 円	17,005	20,330
17	200,000 円	17,900	21,400
18	220,000 円	19,690	23,540
19	240,000 円	21,480	25,680
20	260,000 円	23,270	27,820
21	280,000 円	25,060	29,960
22	300,000 円	26,850	32,100
23	320,000 円	28,640	34,240
24	340,000 円	30,430	36,380
25	360,000 円	32,220	38,520
26	380,000 円	34,010	40,660
27	410,000 円	36,695	43,870
28	440,000 円以上	39,380	47,080

・任意継続の保険料は全額自己負担になりますのでご注意ください。上記の表は自己負担額を記載しています。

なお、在職中の賞与に係る保険料負担はありません。

・健康保険組合の扶養に入られている家族は、保険料負担はありません。

・任意継続開始後に収入が減少しても標準報酬月額の見直しはありませんのでご注意ください。

保険料率と組合平均報酬月額は、法令により毎年度ごとに見直しが実施されるので、
任意継続期間中に保険料が変わることがあります。

<任意継続被保険者の標準報酬月額について>

①任意継続直前の標準報酬月額

(任意継続開始後は収入に関わらず標準報酬月額の変更はありません)

②前年9月30日における、当健康保険組合の平均標準報酬月額 のいずれか低い方が適用されます。